

「旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」



この別表は、おおむね別表十六(一)の各欄の記載要領に準じて記載しますが、別表十六(一)の記載と特に異なる箇所は、次のとおりです。

次の場合に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額を記載します。

(1) 「「18」－(「21」＋「22」)」の金額が「19」の金額を超える場合
~~((21)＋(22))又は((18)－(19))~~

(2) (1)以外の場合
~~((21)＋(22))又は((18)－(19))~~

[illegible]

別表十六(二)

「旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

「調整前償却額26」

次に掲げる場合に応じ、それぞれ次によります。

- (1) 当期の中途に事業の用に供した資産がある場合
次の算式により計算した金額を記載します。 $((18) \times (25)) \times \frac{\text{事業供用月数}}{\text{当期の月数}}$

- (2) 当期が1年未満の場合

「18」の金額に「25」の本書の償却率を乗じて計算した金額(当期の中途に事業の用に供した資産がある場合には、更に当期の事業供用月数を乗じて当期の月数で除した金額)を本書として記載し、「18」の金額に「25」の上段の括弧書の償却率を乗じて計算した金額を上段に括弧書として記載します。
1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
月数は暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。

「改定取得価額29」

前期の「29」の金額の移記に当たっては、当期に評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が増額された場合には、次の評価換え等の区分に応じ、それぞれ次の事業年度において、その増額された金額を加算した金額を記載します。

- (1) 期中評価換え等が行われた場合…その期中評価換え等が行われた事業年度
- (2) 期末評価換え等が行われた場合…その期末評価換え等が行われた事業年度の翌期以後の各事業年度

「改定償却率30」

耐用年数省令別表第九又は別表第十に掲げる改定償却率を記載します。

ただし、耐用年数省令第5条第4項《定額法の償却率並びに定率法の償却率、改定償却率及び保証率》の規定の適用を受ける場合には、耐用年数省令別表第九又は別表第十に掲げる改定償却率に当期の月数を乗じて12で除した償却率を記載します。
月数は暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。

「改定償却額31」

当期の中途で事業の用に供したのものについては、次の算式により計算した金額を記載します。

$$((29) \times (30)) \times \frac{\text{事業供用月数}}{\text{当期の月数}}$$

月数は暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。

「定率法の償却率25」

耐用年数省令別表第九又は別表第十に掲げる定率法の償却率を記載します。

ただし、耐用年数省令第5条第2項《定額法の償却率並びに定率法の償却率、改定償却率及び保証率》の規定の適用を受ける場合には、耐用年数省令別表第九又は別表第十に掲げる定率法の償却率に当期の月数を乗じて12で除した償却率を本書として記載し、耐用年数省令別表第九又は別表第十に掲げる定率法の償却率を上段に括弧書として記載します。
この場合の月数は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。

平成19年3月31日以前取得分	(16) ≤ (19) の場合	算出償却額	24	
当期分の普通償却額	定率法の償却率	(19 - 1円) × 25	25	
調整前償却額	調整前償却額	(18) × (25)	26	円
保証率	保証率		27	
償却保証額	償却保証額	(9) × (27)	28	円
改定取得価額	改定取得価額		29	
改定償却率	改定償却率		30	
改定償却額	改定償却額	(29) × (30)	31	円
増加償却額	増加償却額	(26) 又は (31) × 割増率	32	()
計	計	(26) 又は (31) + (32)	33	
当期分の普通償却限度額等	当期分の普通償却限度額等	(23)、(24) 又は (33)	34	
特に償却制限を受ける特別償却額	租税特別措置法適用条		35	(条)
特別償却限度額	特別償却限度額		36	円
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額		37	
合	合	(34) + (36) + (37)	38	
当期償却額	当期償却額		39	
償却不足額	償却不足額	(38) - (39)	40	
償却超過額	償却超過額	(39) - (38)	41	
前期からの繰越額	前期からの繰越額		42	外
当期認められる償却額	当期認められる償却額	償却不足によるもの	43	
損立金取崩しの金額	損立金取崩しの金額		44	
差引合計翌期への繰越額	差引合計翌期への繰越額	(41) + (42) - (43) - (44)	45	
翌期に繰り越すべき特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額	((40) - (43)) と ((36) + (37)) のうち少ない金額	46	
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額		47	
差引翌期への繰越額	差引翌期への繰越額	(46) - (47)	48	
繰越額の内	繰越額の内		49	
当期分不足額	当期分不足額		50	
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額	適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額	((40) - (43)) と (36) のうち少ない金額	51	
備考	備考			

「保証率27」

耐用年数省令別表第九又は別表第十に掲げる保証率を記載します。

「計33」

算式中「(26)」の金額については、当期の中途で事業の用に供した資産がある場合又は当期が1年未満の場合には、「調整前償却額26」の本書の金額によって計算します。

「合計38」

「17」及び「37」の内書の金額がある場合には、その金額を「17」及び「37」から控除して計算します。

「翌期に繰り越すべき特別償却不足額46」

「17」及び「37」の内書の金額がある場合には、その金額を「17」及び「37」から控除して計算します。